

## 現場長への申し入れに「警告」！？

「加藤誠二さんの不当解雇を撤回せよ」との組合員の声を、各職場において現場長に申し入れをしたことに対して、会社は、本部に、「職場での申し入れは、本部の指示か。現場には集団的労使関係はない。協約違反だから警告する。これは嫌がらせか」という言動がありました。

それに対して、私たちは、「組合の取り組みについてどこの指示かなど言う必要はないし、勤務時間外の組合活動であり何ら問題ははない。したがって協約違反ではない」と対立しました。

はっきり言って、職場にこそいろいろな問題があり、いろいろな声があります。それをさせないために、警告として弾圧をかける会社の意図は、あきらかに職場に渦巻く不満を広げさせない、押さえ込み、丸め込むというものです。

こんなことを許していたら、いつまでたっても明るい職場になどなりません。

みなさん、私たちと共に、不満の声を上げましょう！

**現場にこそ問題が山積！会社は現場の声を聞け！**